

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) について



本日は、お忙しい中、
お越しいただき
ありがとうございます。

平成28年10月18日(火) 14時～15時

平成28年10月19日(水) 10時～11時

泉大津市健康福祉部高齢介護課

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

※以下、「総合事業」と言います

2. 泉大津市における総合事業について

3. その他

- ・事業者指定
- ・総合事業の対象者 等

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

①総合事業とは・・・



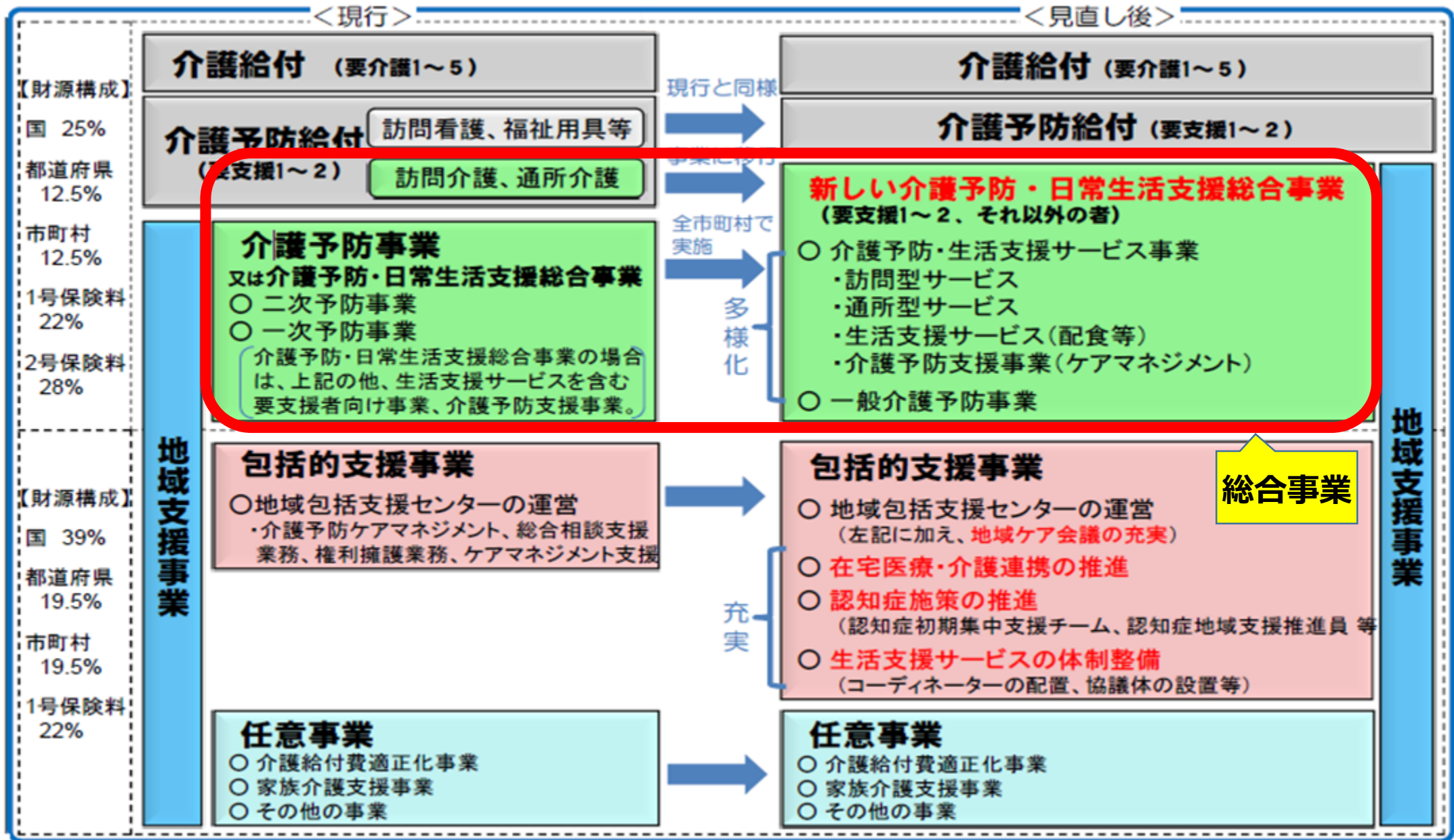
平成26年度の介護保険法改正により創設された制度

高齢者の**介護予防**と**日常生活の自立**を支援

すべての市町村が平成29年4月までに実施

泉大津市では**平成29年4月**から実施

介護保険制度



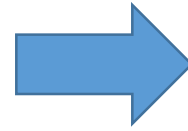
新しい総合事業は2本立て

**介護予防・
生活支援
サービス事業**

**一般介護
予防事業**

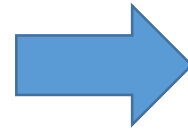
介護予防・生活支援サービス事業

介護予防訪問介護



訪問型サービス

介護予防通所介護



通所型サービス

指定事業者が行うサービス以外にも
訪問・通所サービスが実施できる。

多様化

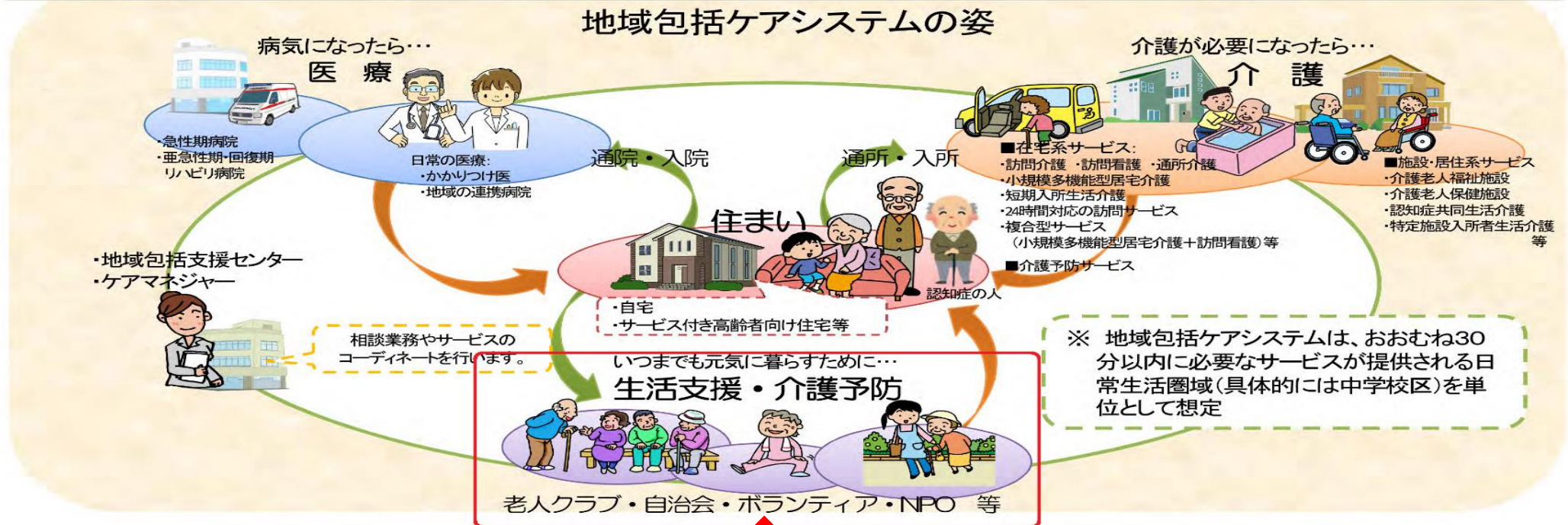
1. 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

②総合事業導入の背景



地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。

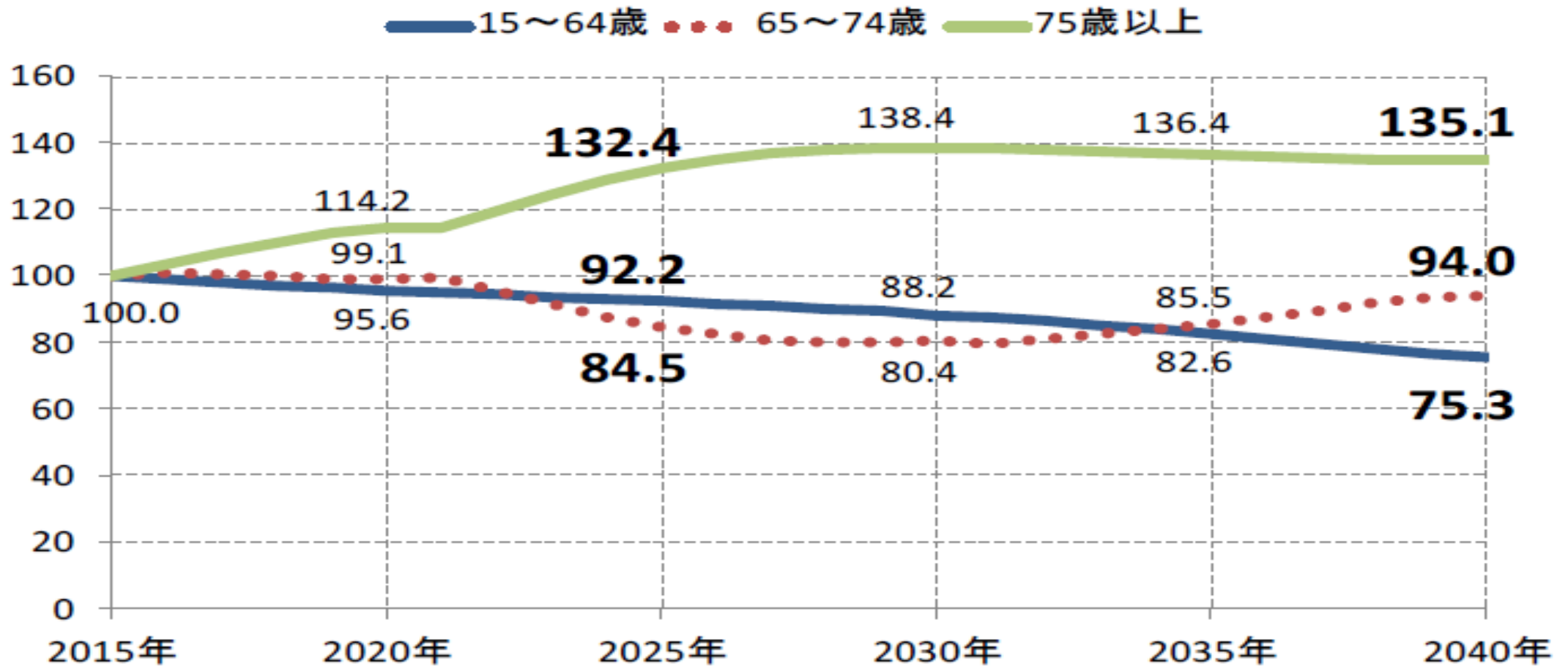


生活支援・介護予防を充実させることが総合事業の目的

背景：生産年齢人口の減少と需要の増加①

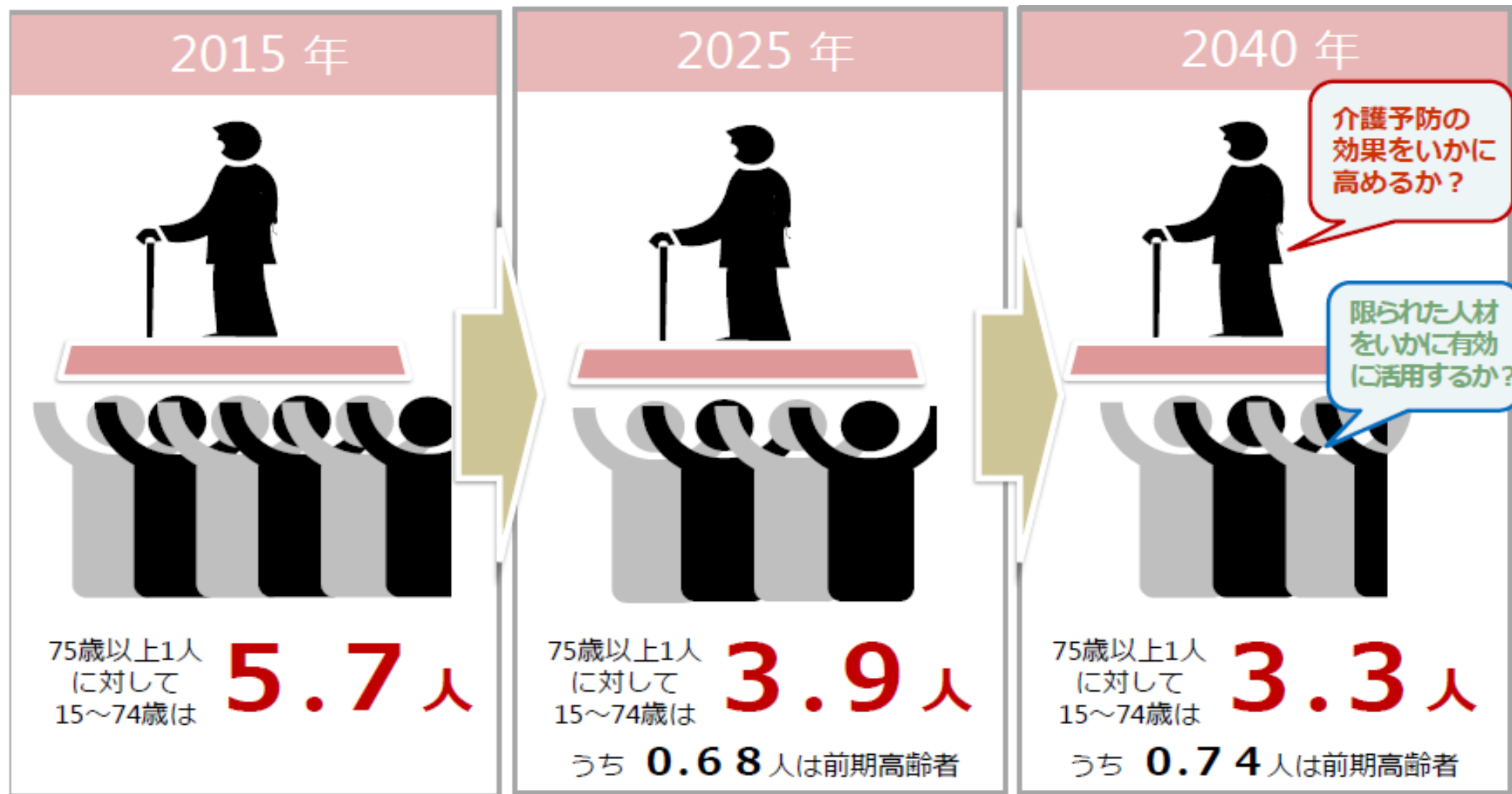
- これから直面する「人口減少と需要の増加」に対応する

<生産年齢人口の減少と後期高齢者の増加>



出所) 国立社会保障・人口問題研究所: 日本の将来推計人口(平成24年1月推計)のデータをもとに、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成。
※2015年を100とした場合の2040年までの推計値

背景：生産年齢人口の減少と需要の増加②



資料：国立社会保障・人口問題研究所；日本の将来推計人口（平成24年1月推計）

●今後の生活支援ニーズの拡大と人材不足

◎今後、生活支援ニーズは拡大していく

予防給付の対象者は、身体介護ではなく、調理・買い物・洗濯・掃除等の生活支援を必要とするケースが大半。
今後、高齢者の単身・夫婦のみ世帯が増加するのに伴い、生活支援ニーズはこれまで以上に拡大していく。

◎生活支援ニーズの増加に対してホームヘルパーを中心に介護人材が不足する

今後、認定者が増加する一方で、担い手である生産年齢人口は減少していく。
増大する生活支援ニーズに対し、その大部分を従来通りホームヘルパーが担っていくことは困難と予想される。

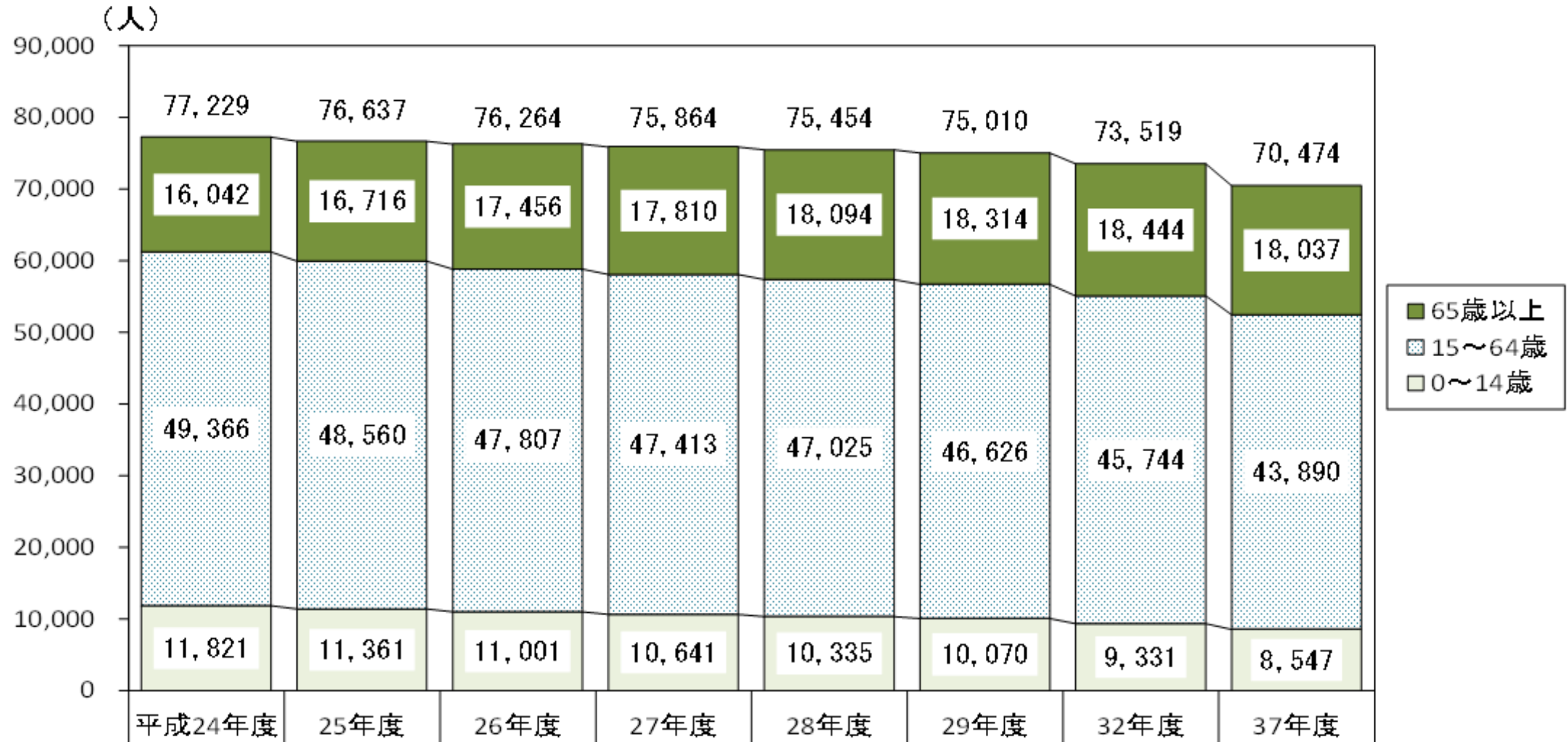
◎中重度の在宅要介護者は支える人材も強化が必要

⇒**ホームヘルパーはより専門性の高い「身体介護」へ**

中重度になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、「身体介護」の提供を強化していく必要がある。
生活援助を担う高齢者の新たな担い手が必要となる。

泉大津市の将来推計人口

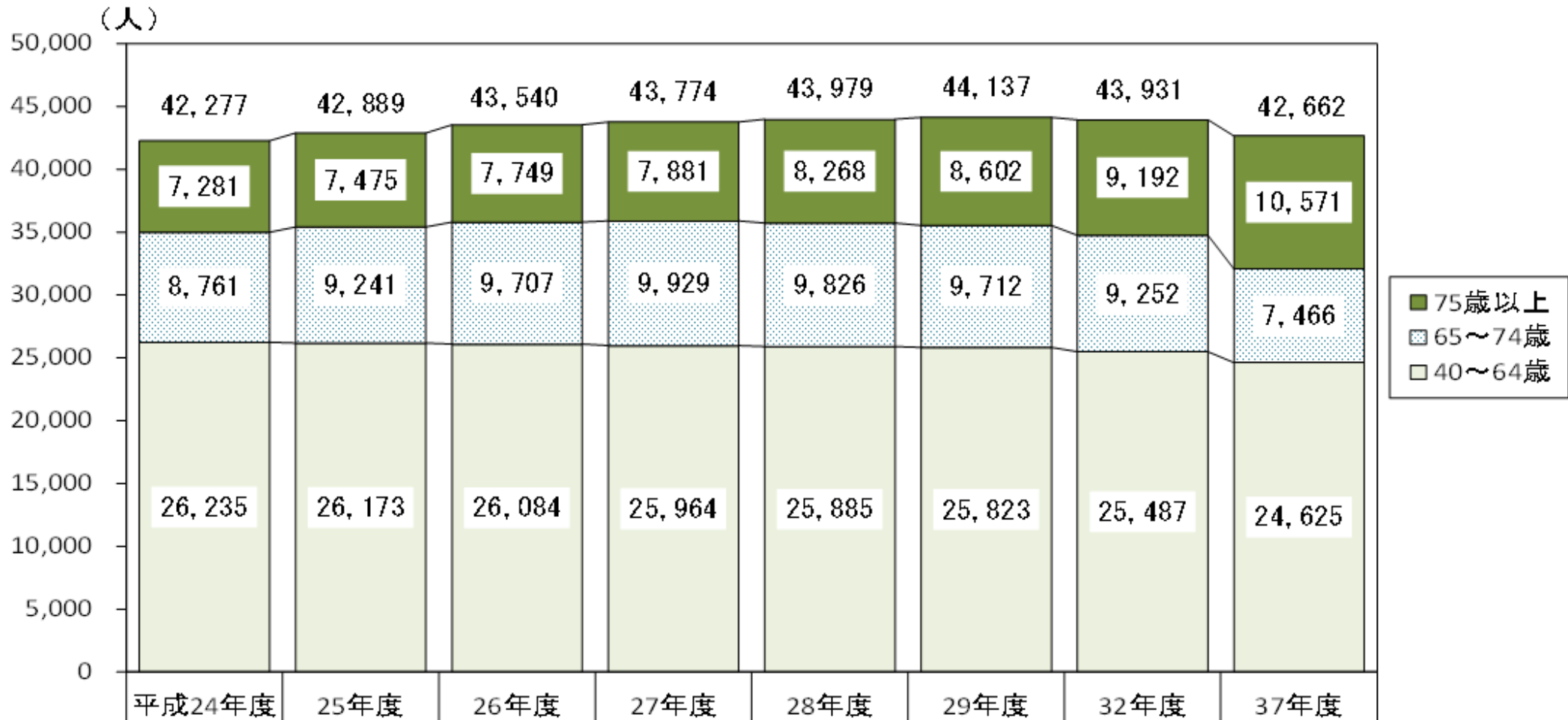
- 泉大津市の総人口は、今後も緩やかな減少傾向で推移し、平成29年度には75,010人に減少、さらに平成37年度には70,474人にまで減少することが見込まれる。



資料：泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

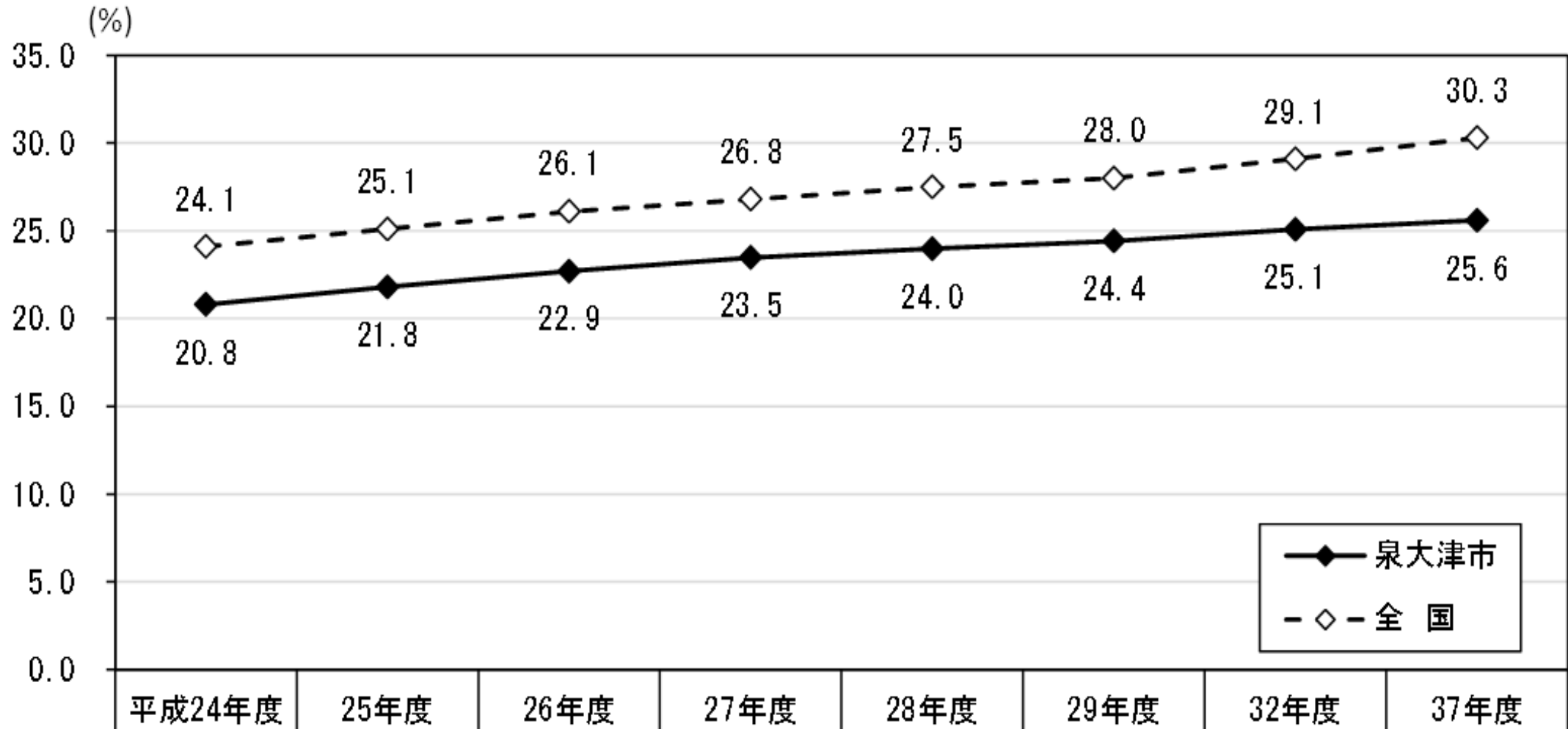
泉大津市の将来推計人口

- 40歳以上の人口については、高齢者人口（65歳以上）の増加に伴い、緩やかな増加傾向で推移し、平成29年度には44,137人にまで増加するものの、その後は減少に転じ、平成37年度には42,662人になるものと見込まれる。



泉大津市の高齢化率の推移

- 高齢化率は今後も上昇し、平成29年度には24.4%、さらに平成37年度には25.6%になるものと見込まれる。

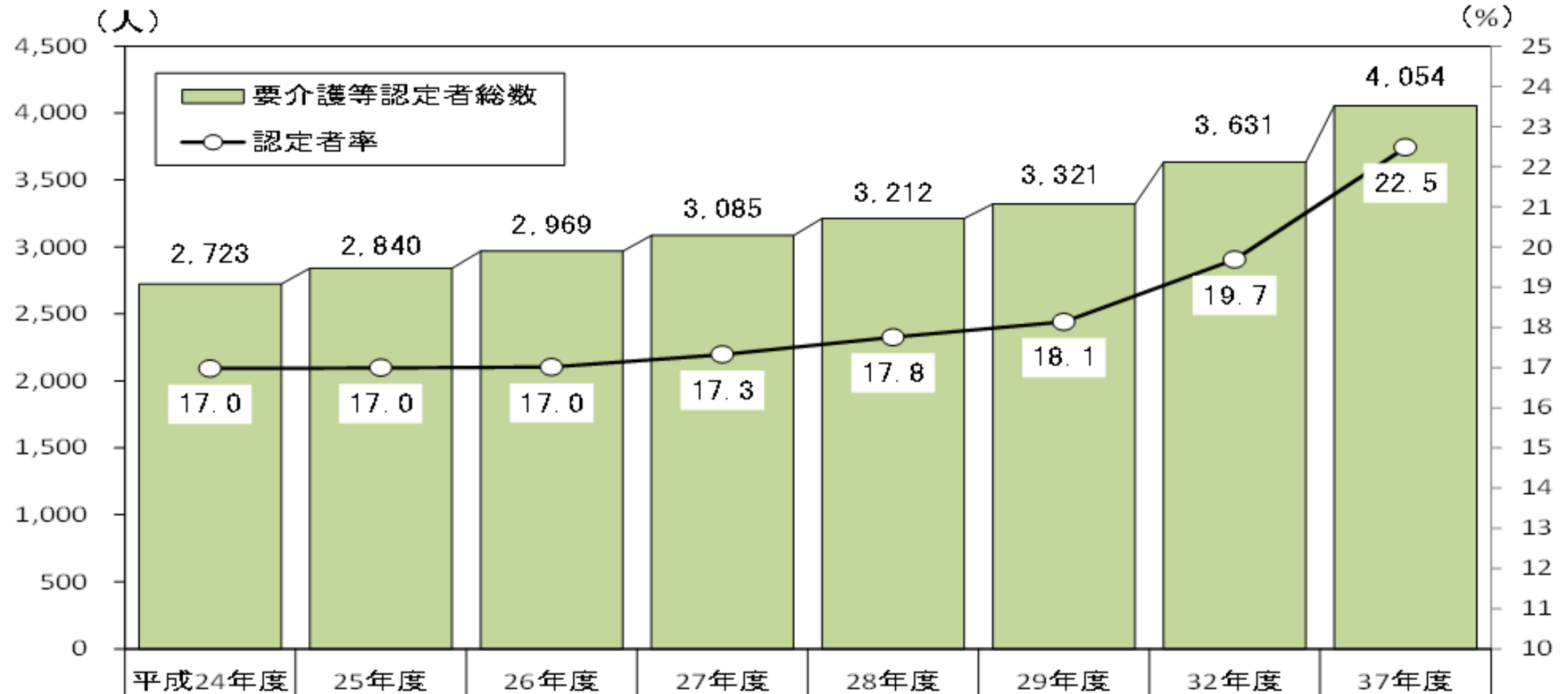


資料：泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

泉大津市の要介護(要支援)認定者率の推計

- 要介護等認定者総数は、今後も増加傾向で推移するものと見込まれる。
また、認定者率は、今後、急速に上昇するものと見込まれる。

■ 要介護等認定者総数と認定者率の推計



資料：泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

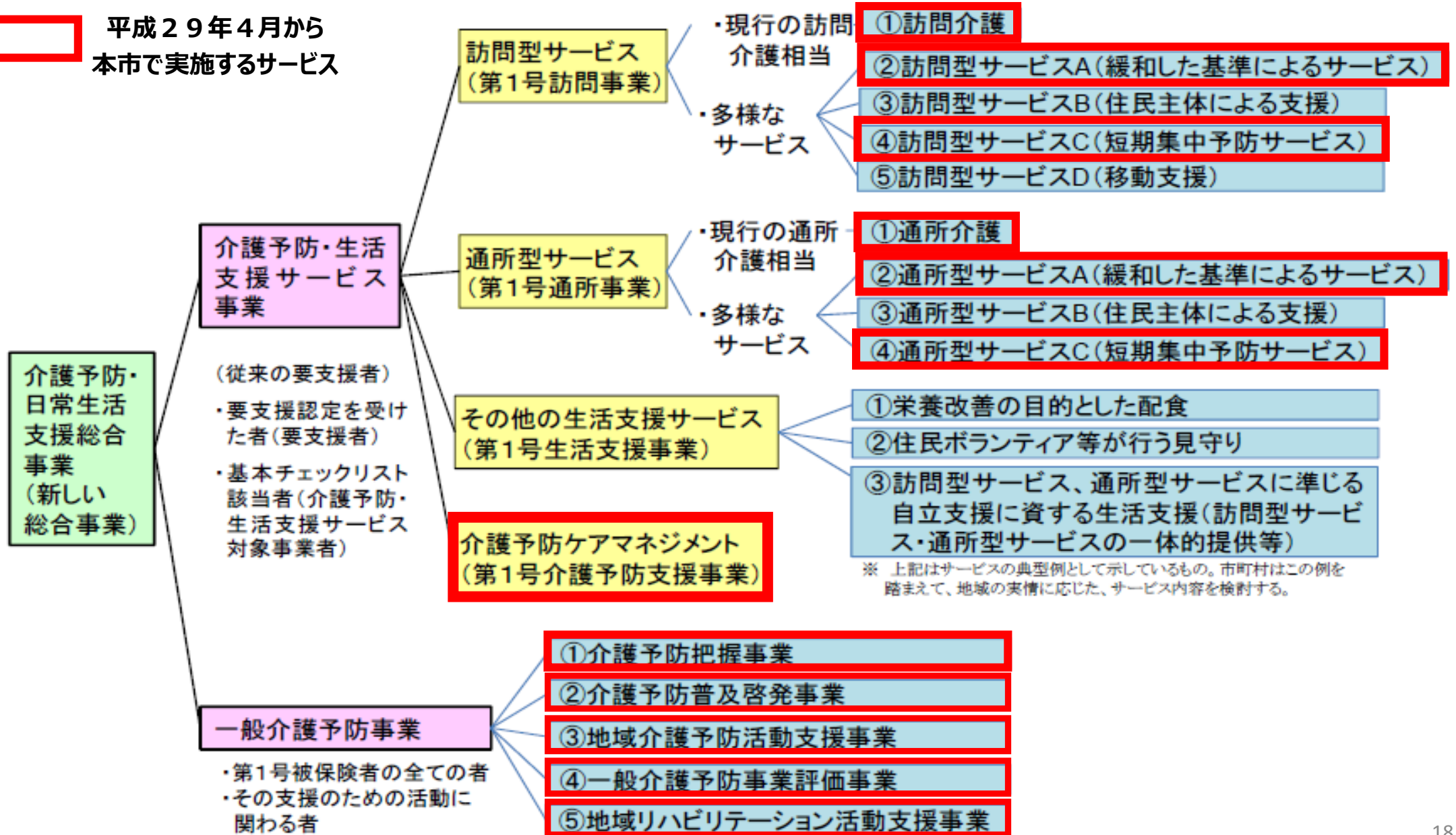
2. 泉大津市における総合事業について

① 泉大津市における総合事業



総合事業の概要（国資料：サービス類型ベース）

**平成29年4月から
本市で実施するサービス**

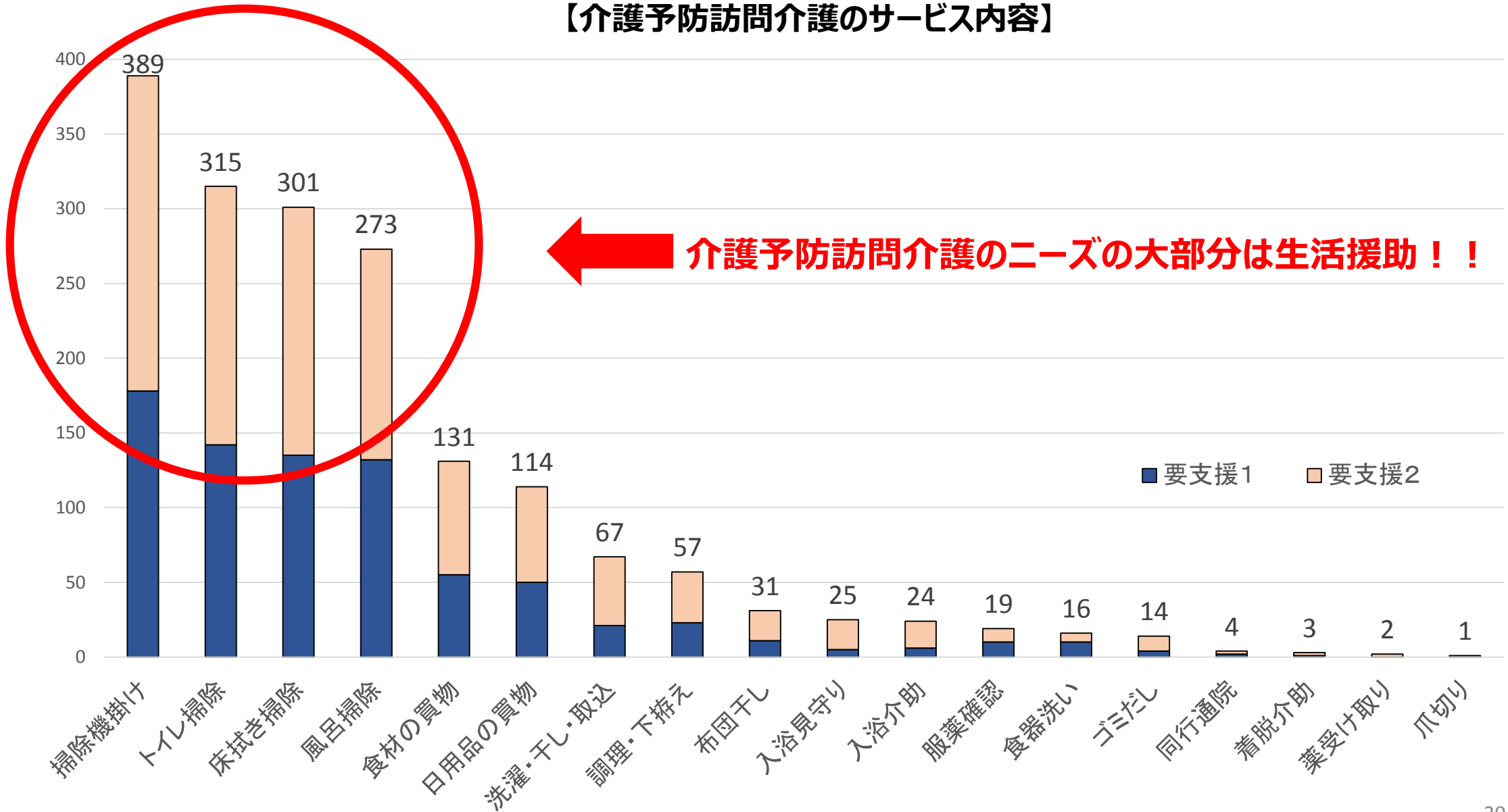


2. 泉大津市における総合事業について



②訪問型サービス





【介護予防訪問介護のサービス内容】




泉大津市における訪問型サービス（案）

基準	現行の介護予防訪問介護相当	多様なサービス	
種別	①訪問介護	 新 ②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	 新 ④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助（掃除、洗濯、料理、買い物代行等）	運動器、栄養、口腔、認知機能向上等の生活機能を改善するためのプログラム(2時間)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような専門的なサービスが必要なケース (例) ・入浴介助等の身体介護が必要な方 ・認知機能の低下により日常生活に支障のある症状、行動を伴う方 ・精神疾患やパーキンソン病などの神経難病等を有する方 ・退院直後で状態が変化しやすい方 	○左記以外で生活援助のみを必要とする方	<ul style="list-style-type: none"> ○ADL（食事、排せつ等の日常生活動作）やIADL（買物・洗濯等の家事、金銭管理、趣味活動等の手段的日常生活動作）の改善に向けた支援を必要とする方 ○保健、医療の専門職による集中的な支援で改善の見込みがある者、改善の意思が明確な方 ○閉じこもり等の心身の状況のために通所への参加が困難な方 ○通所型サービスCの利用者のうち、自宅内での生活動作や環境に不安を感じている方
利用期間	規定なし	規定なし	原則3ヶ月

泉大津市における訪問型サービス（案）

基準		現行の介護予防訪問介護相当	多様なサービス	
種別		①訪問介護	 ②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	 ④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
実施方法		事業者指定	事業者指定 (社会福祉法人、シルバー人材センター)	市直接実施
人員等	管理者	常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等への職務に従事可能	専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等への職務に従事可能	プログラム内容に応じて必要数 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士 管理栄養士 保健師または看護師
	介護職員	【訪問介護員等】 常勤換算2.5以上 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者	【従事者】 必要数 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・ 市長が定める研修受講者	
	その他	【サービス提供責任者】 常勤訪問介護員のうち利用者40人に1人以上 【資格要件】 ・介護福祉士 ・実務研修修了者 ・3年以上介護等に従事した初任者研修等修了者	【訪問事業責任者】 利用者の数に 必要 と認められる数 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・ 市長が定める研修受講者（検討中） ※利用者の数・・・前3月の平均数・新規指定の場合は定員数	
設備		・事業運営に必要な広さを有する専用区画 ・必要な設備、備品	・事業運営に必要な広さを有する専用区画 ・必要な設備、備品	事業運営に必要な設備、備品等 プログラム内容に応じて必要な面積

泉大津市における訪問型サービス（案）

基準	現行の介護予防通所介護相当	多様なサービス	
種別	①訪問介護	 新 ②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	 新 ④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・同居家族に対するサービスの提供禁止 ・重要事項の概要、運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の健康状態の管理等（衛生管理等） ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・同居家族に対するサービスの提供禁止 ・重要事項の概要、運営規定等の説明、同意 ・従業者の健康状態の管理等（衛生管理等） ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・事故発生時の対応 ・秘密保持 ・従業者の清潔保持・健康状態の管理
報酬	国基準の1回単価と同じ額	現行相当の約75%の額	—
利用者負担	介護予防給付と同じ（所得に応じ1割または2割）		1回 100円
限度額管理	あり		なし
請求支払	国保連にて審査・支払		直接支払
ケアマネジメント	ケアマネジメントA		

泉大津市における訪問介護サービス（現行相当）のサービスコードと単位（案）

- 指定基準・サービス内容等は、現行の介護予防訪問介護と同一です。
- 報酬の算定については、予防訪問介護では1ヶ月定額でしたが、基本的には1回単価での請求を採用します。
- 5週ある月は、国が規定する1ヶ月請求の上限である1月包括単位の額（介護予防と同額）を採用します。
- 報酬基準額は国が定めた「地域支援事業の実施について」において示されている費用額です。
- 平成29年4月から、総合事業に移行する方の国保連に請求するサービスコードが変更になります。
【 61（予防訪問介護） ⇒ A2（訪問型独自） 】
- 総合事業の現行相当を利用される方は専門的介護等を必要とする方です。

サービスコードA2 抜粋				1単位は10.42円
サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	算定単位
訪問型独自サービスⅣ	A2 2411	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (1月中4回まで)	1回 266単位
訪問型独自サービスⅠ	A2 1111	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (月5週提供する場合など月5回以上)	1月 1, 168単位
訪問型独自サービスⅤ	A2 2511	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (1月中8回まで)	1回 270単位
訪問型独自サービスⅡ	A2 1211	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (月5週提供する場合など月9回以上)	1月 2, 335単位
訪問型独自サービスⅥ	A2 2621	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (1月中12回まで)	1回 285単位
訪問型独自サービスⅢ	A2 1321	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (月5週提供する場合など月13回以上)	1月 3, 704単位

※初回加算・処遇改善加算・生活機能向上連携加算・減算等は現行と同一のものが設定されています。

泉大津市における訪問型サービスA（緩和した基準）のサービスコードと単位（案）

- 現行の介護予防訪問介護との違いは、「市長が定める研修修了者」によるサービス提供が可能なおことです。
- 報酬の算定については、訪問介護相当サービスと同様に1回単価で行います。
- 報酬については訪問介護相当サービスの算定単価の約75%です。
- 訪問介護事業所が併設して行う場合には、介護給付・現行相当の利用者を併せて基準を満たす必要があります。
- 国保連に請求するサービスコードはA3です。

サービスコードA3 抜粋

負担割合（1割又は2割）によって使用するコードが変わります

1単位は10.42円

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	算定単位
訪問型サービス A 1回数	A3 1001 (1割) A3 1021 (2割)	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (1月中4回まで)	1回 199単位
訪問型サービス A 1月包括	A3 1003 (1割) A3 1023 (2割)	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (月5週提供する場合など月5回以上)	1月 876単位
訪問型サービス A 2回数	A3 1005 (1割) A3 1025 (2割)	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (1月中8回まで)	1回 202単位
訪問型サービス A 2月包括	A3 1007 (1割) A3 1027 (2割)	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (月5週を提供する場合など月9回以上)	1月 1,751単位
訪問型サービス A 3回数	A3 1009 (1割) A3 1029 (2割)	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (1月中12回まで)	1回 213単位
訪問型サービス A 3月包括	A3 1011 (1割) A3 1031 (2割)	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (月5週を提供する場合など月13回以上)	1月 2,778単位

※加算は設けませんが、同一建物減算は設けます。

泉大津市における単価設定について（案）

単価は、月額包括報酬から、1回当たりの単価設定に変更

- 介護予防訪問介護（給付サービス）では、月額包括報酬（定額制）とされています。
- 一方、総合事業として訪問型サービスを実施するに当たっては、「サービスの利用実績に応じた報酬設定」の観点から、1回当たりの単価設定による報酬を用います。

区分	給付サービス (これまで)	総合事業 (平成29年4月以降)
訪問型サービス (現行相当)	<p>○月額包括報酬</p> <p>週1回程度 1,168単位/月 週2回程度 2,335単位/月 週2回超 3,704単位/月</p> <p>※週2回超は、要支援2の認定者のみ</p>	<p>○1回当たりの報酬単価を設定</p> <p>週1回程度 266単位/回 月4回超の場合 1,168単位/月</p> <p>週2回程度 270単位/回 月8回超の場合 2,335単位/月</p> <p>週2回超 285単位/回 月12回超の場合 3,704単位/月</p> <p>※週2回超は、要支援2の認定者と事業対象者のみ</p>
訪問型サービスA (緩和基準)		○現行相当の75%

泉大津市におけるサービスの類型（案）

●市長が定める研修（案）

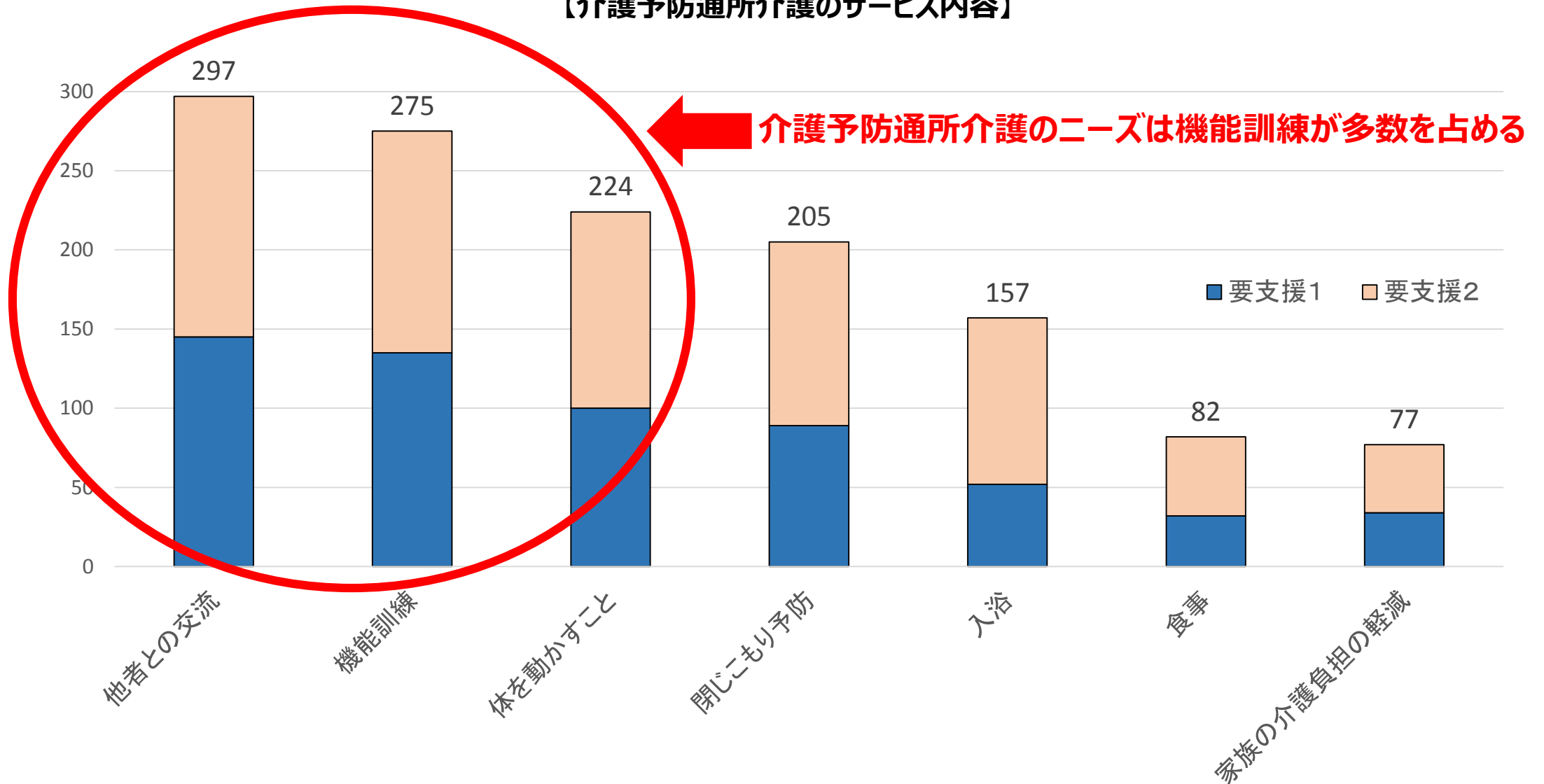
研修の名称(仮称)	「介護予防・日常生活支援総合事業」従事者養成講座
研修実施	泉大津市社会福祉協議会（泉大津市生活支援コーディネーター）
時間	2日間（1日6時間）程度
カリキュラム例	<ul style="list-style-type: none">■職務の理解■老化の理解■認知症の理解■介護におけるコミュニケーション技術■介護における尊厳の保持、介護の基本■生活支援技術 など
参加資格	16歳以上の方
開催時期	平成28年度に3回開催予定（12月、1月、3月で検討中）
参加費用	無料

2. 泉大津市における総合事業について

③通所型サービス





【介護予防通所介護のサービス内容】





出所) 平成28年4月のケアプランを基に作成



泉大津市における通所型サービスの類型（案）

基準	現行の介護予防通所介護相当	多様なサービス	
種別	①通所介護	 ②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	 ④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
内容	介護予防通所介護と同様のサービス	介護予防運動・レクリエーション ・生活機能評価(2時間)	運動器、栄養、口腔、認知機能向上等の生活機能を改善するためのプログラム(2時間)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース (例)下記の状態で専門的対応が必要な方 <ul style="list-style-type: none"> ・入浴介助等の身体介護が必要な方 ・認知機能の低下により日常生活に支障のある症状、行動を伴う方 ・精神疾患やパーキンソン病などの神経難病等を有する方で、専門的対応が必要な方 ・退院直後で状態が変化しやすい方 	○左記以外で通所サービスが必要な方	※以下の全てに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ○ADL（食事、排せつ、移動入浴等の日常生活動作）やIADL（買物・洗濯等の家事、金銭管理、趣味活動等の手段的日常生活動作）の改善に向けた支援が必要な方 ○保健、医療の専門職による集中的な支援で改善の見込みがある方、改善の意思が明確な方
利用期間	規定なし	原則6ヶ月～1年	原則3～6ヶ月
方針	多様なサービスの利用を促進する	一般介護予防事業や住民主体のつどいの場の利用を促進する	多様なサービス、一般介護予防事業や住民主体のつどいの場の利用を促進する

泉大津市における通所型サービスの類型（案）

基準	現行の介護予防通所介護相当	多様なサービス	
種別	①通所介護	 ②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	 ④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
実施方法	事業者指定	委託（社会福祉協議会）	市直接実施
人員等	管理者 常勤・専従 1 以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等へのサービスに従事可能	常勤・専従 1	プログラム内容に応じて必要数 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士 管理栄養士 保健師または看護師
	介護職員 【資格要件】なし 利用定員 15 人までの場合：専従 1 以上 利用定員 15 人を超える場合 ：利用者 1 人に専従 0.2 以上	【資格要件】※調整中	
	その他 生活相談員：専従 1 以上 看護職員：専従 1 以上 機能訓練員：1 以上	作業療法士または理学療法士：専従 1	
設備	事業運営に必要な設備、備品等 3㎡×利用定員以上 など	事業運営に必要な設備、備品等 利用者 1 に対して 3㎡以上	事業運営に必要な設備、備品等 プログラム内容に応じて必要な面積
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・重要事項の概要、運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の清潔保持・健康状態の管理 ・秘密保持、苦情への対応 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・従業者の清潔保持・健康状態の管理 ・秘密保持 ・事故発生時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の清潔保持・健康状態の管理 ・事故発生時の対応 ・秘密保持

泉大津市における通所型サービスの類型（案）

基準	現行の介護予防通所介護相当	多様なサービス	
種別	①通所介護	 ②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	 ④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
報酬	国基準の1回単価と同じ		
利用者負担	所得に応じ1割または2割	所得に応じ1割(280円)または2割(560円)、別途送迎(片道35円)	1,000円(12回1クール)
限度額管理	あり	なし	
請求支払	国保連にて審査・支払	直接支払	
ケアマネジメント	ケアマネジメントA		

泉大津市における通所介護サービス（現行相当）のサービスコードと単位（案）

- 指定基準・サービス内容等は、現行の介護予防通所介護と同一です。
- 報酬の算定については、予防通所介護では1ヶ月定額でしたが、基本的には1回単価での請求を採用します。
- 5週ある月は、国が規定する1月請求の上限である1月包括単位の額（介護予防と同額）を採用します。
- 報酬基準額は国が定めた「地域支援事業の実施について」において示されている費用額です。
- 平成29年4月から、総合事業に移行する方の国保連に請求するサービスコードが変更になります。
【 65（予防通所介護） ⇒ A6（通所型独自） 】

サービスコードA6抜粋

1単位は10.27円

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	算定単位
通所型サービス1回数	A6 1113	事業対象者 要支援1	週1回程度 (1月中4回まで)	1回 378単位
通所型独自サービス1	A6 1111	事業対象者 要支援1	週1回程度 (月5週提供した場合など 月5回以上)	1月 1,647単位
通所型独自サービス2回数	A6 1123	事業対象者 要支援2	週2回程度 (1月中8回まで) ※週1回程度も可能	1回 389単位
通所型独自サービス2	A6 1121	事業対象者 要支援2	週2回程度 (月5週提供した場合など 月9回以上)	1月 3,377単位

※生活機能向上グループ加算・運動器機能向上加算・栄養改善加算・減算等は現行と同一のものが設定されています。

泉大津市における単価設定について（案）

単価は、月額包括報酬から、1回当たりの単価設定に変更

- 介護予防通所介護（給付サービス）では、月額包括報酬（定額制）とされています。
- 一方、総合事業として通所型サービスを実施するに当たっては、「サービスの利用実績に応じた報酬設定」の観点から、1回当たりの単価設定による報酬を用います。

区分	給付サービス (これまで)	総合事業 (平成29年4月以降)
通所型サービス (現行相当)	○月額包括報酬	○1回当たりの報酬単価を設定
	要支援1 1,647単位/月	週1回程度 378単位/回 月4回超の場合 1,647単位/月
	要支援2 3,377単位/月	週2回程度 389単位/回 月8回超の場合 3,377単位/月

2. 泉大津市における総合事業について

④介護予防ケアマネジメント



泉大津市における介護予防ケアマネジメントの類型（案）

1単位は10.42円

種別	ケアマネジメントA (介護予防支援と同様のケアマネジメント)	ケアマネジメントC (サービス利用開始時のみ行うケアマネジメント)
対象者	予防給付を受けない要支援者、事業対象者 ①訪問介護 ②訪問型サービスA ④訪問型サービスC ①通所介護 ②通所型サービスA ④通所型サービスC その他、困難事例等地域包括支援センターが必要と判断した場合	予防給付を受けない要支援者、事業対象者のうち 一般介護予防事業・住民主体のサービスのみを利用する人
サービス内容	アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 →モニタリング（少なくとも3ヶ月毎） →評価（1年をめぐり）	アセスメント →ケアマネジメント結果案作成 →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始
報酬	430単位（1月単位） 300単位（初回加算） 300単位（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算）	430単位（1月単位）
請求支払	国保連経由で請求・支払	
サービスコード	4ケタの数字（大阪国保連独自コード）	

2. 泉大津市における総合事業について

⑤一般介護予防事業



泉大津市における一般介護予防事業（案）

種別	介護予防把握事業	介護予防普及啓発事業	地域介護予防活動支援事業	地域リハビリテーション活動支援事業
内容	閉じこもり等支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる	介護予防活動の普及・啓発	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援	地域における介護予防の取組み強化のため、リハビリ専門職による支援
対象者	・65歳以上の市民	・会場まで来場できる65歳以上の市民 ・地域でボランティアとして活動を希望する市民	・会場まで来場できる65歳以上の市民 ・地域でボランティアとして活動を希望する市民	・会場まで来場できる65歳以上の市民や団体
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 要介護（支援）認定の結果における非該当者への訪問 重点的に予防活動が必要な人への訪問（家族構成・年齢） 地域からの情報で状況把握の必要な人への訪問 	<ul style="list-style-type: none"> 楽笑会 貯筋アップ講座 あたまいきいき講座 出前講座 インボディ測定会 等 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防体操を行うサークル活動の立ち上げ、継続支援 介護予防事業リーダー育成 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会や地域活動において、リハビリ専門職の派遣
自己負担	なし			
サービス提供者	直営（専門職雇用）	直営（一部委託）	直営（専門職雇用）	直営
限度額管理	なし			
事業者への支払方法	直接支払			
ケアマネジメント	ケアマネジメントC			

3. その他

①事業者指定



事業者指定について

①平成27年3月31日までに介護予防訪問（通所）介護の指定を受けた事業者

平成27年4月1日に総合事業における現行相当の訪問（通所）型サービスの指定を受けたものとみなされる。（以下「みなし指定」という。）指定の有効期間は平成30年3月31日まで。

※「みなし指定」は条件を満たす事業者に対し、全国の市町村が平成27年4月1日にそれぞれ指定行為を行ったものとみなすものだが、総合事業の新規指定に相当する指定行為のみに係る効力しかない。

②平成27年4月1日から平成29年3月31日までに介護予防訪問（通所）介護の指定を受けた事業者

平成27年4月1日以降に指定された事業者については、「みなし指定」の対象にならない。
平成29年3月31日までの申請により、現行相当の訪問（通所）型サービスの指定を平成29年4月1日から新たに受けることになる。

③平成29年4月1日からの訪問型サービス・通所型サービスの指定

訪問（通所）介護の指定を受ける事業者などからの申請により、現行相当の訪問（通所）型サービスの指定を新たに受けることができるよう手続きを行う。

事業者指定について

平成29年4月～平成30年3月の間は、事業者指定が3種類存在する

総合事業における事業者の指定権者は泉大津市。
(新規指定申請、更新申請、変更届、加算届等の届出は広域事業者指導課で手続きを行う。)
平成29年4月から平成30年3月までの間は、介護給付、介護予防給付、総合事業の3種類が併存する。
事業者の指定も3種類存在する。

提供するサービス		必要な事業者指定	指定権者 (指定申請等提出先)
介護給付	訪問介護	指定訪問介護事業者の指定	泉大津市 (広域事業者指導課)
	通所介護	指定通所介護事業者の指定	
	(地域密着型通所介護)	(指定地域密着型通所介護事業者の指定)	
予防給付	介護予防訪問(通所)介護	指定介護予防訪問(通所)介護事業者の指定	
総合事業	総合事業の訪問(通所)型サービス	総合事業の訪問(通所)型サービス事業者の指定	

事業者指定について

総合事業に係る事業者指定は、
泉大津市の被保険者及び泉大津市に住民票のある住所地特例者のみに効力を有する

総合事業の指定権者は泉大津市であるので、総合事業に係る事業者指定は泉大津市の被保険者及び泉大津市に住民票のある住所地特例者のみに適用される。

泉大津市以外の事業対象者にも総合事業のサービスを提供している場合、泉大津市への届出だけでは足りず、該当市町村へも届出が必要

泉大津市に所在する事業所が、泉大津市以外の事業対象者（泉大津市に居住する住所地特例者を除く）に対して総合事業によるサービスを提供する場合には、それぞれの市町村から事業者指定を受ける必要があり、変更届や、指定更新申請も同様に泉大津市のほかそれぞれの市町村に届け出る必要がある。

総合事業に限ってみれば、同じ総合事業の訪問（通所）型サービス事業者の指定であっても、サービスを提供する利用者の保険者の数だけ指定が存在することとなり、それぞれの指定に対して、変更届や指定更新申請を届け出ることが必要になる。

サービスを提供する利用者の保険者	必要な事業者指定
泉大津市	泉大津市による総合事業の訪問（通所）型サービス事業者の指定
K 市	K 市による総合事業の訪問（通所）型サービス事業者の指定
T 町	T 町による総合事業の訪問（通所）型サービス事業者の指定

※左の図の例では、泉大津市の外 2 市町の利用者にサービスを提供しているので、同じサービス内容であっても、2市町の事業者指定が必要になる。

事業者指定について

総合事業によるサービス提供には、「重要事項説明書の交付・説明・同意」及び「利用者との契約」が必要

総合事業によるサービス提供にあたっては、利用者への「重要事項説明書の交付・説明・同意」及び「利用者との契約」が必要。

※現在の介護予防訪問（通所）介護の提供に係る契約は「介護予防訪問（通所）介護の提供」に関する事業のため、総合事業には適用されません。

※1回当たりの単価設定を導入することに伴い、利用料に変化が生じることにご留意ください。

（総合事業に係る契約締結を円滑に行うための例）

利用者との契約内容に総合事業に係るサービス提供が含まれていればよいので、契約書の中に総合事業移行後に効力が発生する契約の読替え規定を盛り込む方法など。

その他【定款等】

「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は地域支援事業に移行することにより、該当する事業所においては事業の根拠となる定款等の変更が必要となる場合がある。

記載例としては「介護保険法に基づく第1号事業」等。

※定款等変更については、所管官庁の許認可が必要な場合は、所轄官庁へその変更についてご相談下さい。

3. その他

②総合事業の対象者



対象者

- ①平成29年4月以降に、新規・区分変更・更新により、要支援認定を受けた方
(認定有効期間の開始年月日が、平成29年4月以降の要支援者)
- ②平成29年4月以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された
第1号被保険者の方

<注意>

平成29年4月から、新規申請と更新申請の方から順次移行となります。

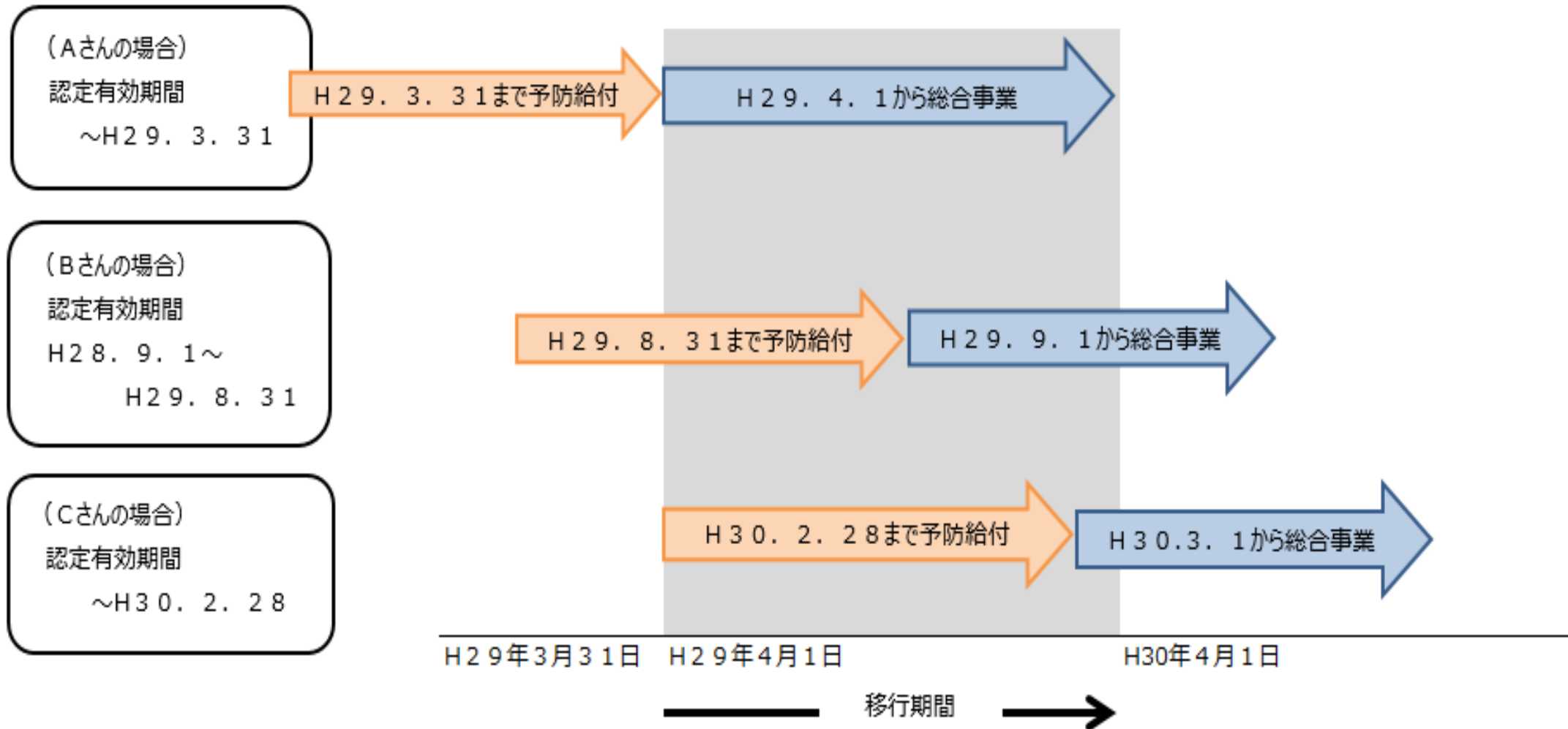
②の事業対象者だけが総合事業を利用するのではなく、①の要支援者が総合事業を利用するケースが大多数です。

【ポイント】

- **平成29年4月以前からの要支援者**について、その**認定更新等**までは、**従前の予防給付**（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）としてサービスを提供します。
- **平成29年4月以降に認定更新等により要支援認定を受けた方**が、訪問介護・通所介護を利用する場合は、サービスが**総合事業**に変わります。
(要支援者の認定有効期間は、現在、最長1年ですので、泉大津市全体では、平成29年4月から1年間かけて移行します。)

更新の場合の総合事業への移行について（例）


更新者の総合事業への移行時期のイメージ



基本チェックリスト

- ①基本チェックリストは、市・高齢介護課、地域包括支援センターが実施します。
- ②要支援認定者は、居宅介護支援事業所からの代行による基本チェックリストの実施を可能とします。

※基本チェックリストによる事業対象者には、その有効期限を設けません。サービス未利用で2ヶ月以上経過した場合は、サービス利用開始時に基本チェックリストを行い事業対象者であるかを確認します。

介護保険被保険者証		要介護状態区分等		給付制限	
番号		事業対象者		開始年月日	
住所		平成〇年〇月〇日		終了年月日	
フリガナ		認定の有効期間		開始年月日	
氏名		区分支給限度基準額		終了年月日	
生年月日	性別	居宅サービス等	1月当たり	開始年月日	
交付年月日		サービスの種類	種類支給限度基準額	終了年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	2 7 2 0 6 2	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		届出年月日	
	泉大津市 大阪府泉大津市東雲町9番12号 電話 0725 1131 代表			届出年月日	
				届出年月日	
				入所等年月日	
				退所等年月日	
				入所等年月日	
				退所等年月日	

介護保険証には
 ・事業対象者である旨
 ・基本チェックリスト実施日
 ・地域包括支援センター名
 が記載されます。

3. その他

③今後のスケジュール 質問の受付と回答方法



今後のスケジュール（案）

時期	事業所向け	市民向け
平成28年11月	・第1回介護予防ケアマネジメント研修	・市民フォーラム（ふれあい健康まつり）にて周知と意見聴取 ・要支援認定者（現サービス利用者）への周知と意見聴取開始（担当ケアマネジャーより）
平成28年12月	・第2回介護予防ケアマネジメント研修（第1回の続き）	・第1回新しい担い手の養成（市長が定める研修）
平成29年1月	・地域包括支援センターと居宅介護支援事業所との情報交換会	・第2回新しい担い手の養成 ・出前講座での周知と意見聴取開始
平成29年2月	・請求事務説明会	・総合事業の概要を広報、ホームページ掲載
平成29年3月		・第3回新しい担い手の養成（未定）
平成29年4月	・総合事業開始	

質問の受付と回答方法について

- ・本日は、お忙しい中、説明会にお越しいただきありがとうございました。
- ・総合事業に関する質問は、別紙質問票にて受付させていただきます。

提出方法：FAX 0725(20)3129
(高齢介護課窓口持参・郵送も可)
受付期間：説明会終了後～10月31日
回答方法：原則、ホームページに回答を掲載します。



総合事業に関する情報は、随時ホームページでお知らせします。ご不明な点は、ホームページをご覧ください。か、泉大津市役所高齢介護課へお問合せ下さい。TEL0725(33)1131(代)